

横浜市公立大学法人評価委員会の評価の考え方と進め方

横浜市立大学の法人化に伴い、本市が中期目標（＝6年間）を策定し、これに沿って法人が中期計画と年度計画等を策定した。

1 法人評価委員会の役割

(1) 中期目標の期間における業務の実績について評価する。

*根拠 地方独立行政法人法より抜粋

第30条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

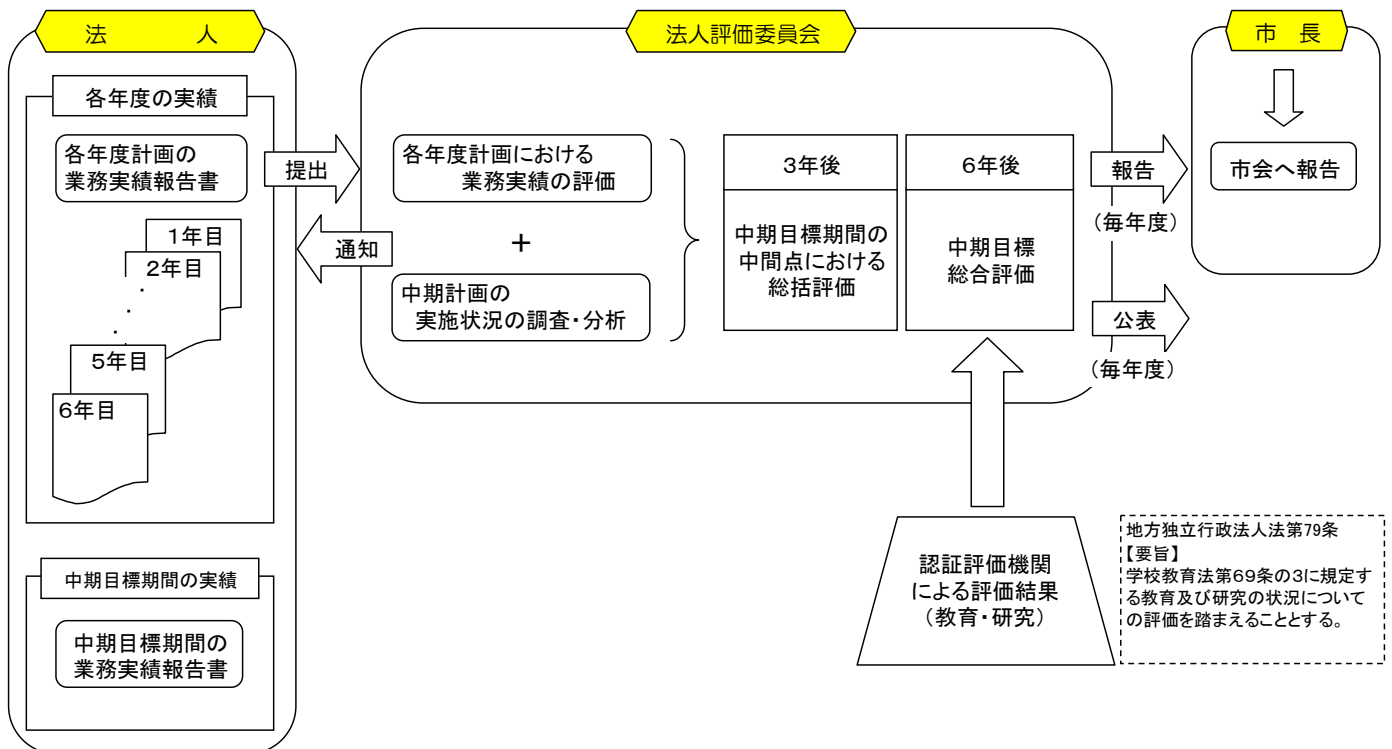
(2) 中期目標を達成するために、各事業年度における業務の実績全体について評価するとともに、中期計画の進捗状況を把握する。

*根拠 地方独立行政法人法より抜粋

第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

《評価委員会の役割イメージ》



2 法人評価委員会の基本方針

- (1) 中期目標の達成に向けて、中期計画等の進捗を確認するとともに、専門的な観点から総合的に評価を行い、法人の質的向上に資するとともに、市民にわかりやすく公表していくこと。
- (2) 当該事業年度における業務の実績について評価を行うこと。
- (3) 前年度の評価の中で指摘のあった事項については、大学運営に反映されているかなど翌年度の評価の中で確認すること。
- (4) 中期目標の期間における中期計画の実施状況の調査・分析を行うこと。
- (5) 自主自立的な大学運営の実現を目指し、法人全体の組織・業務等に関する改善・充実の観点から、必要に応じて修正を求めること。
- (6) 法人を取り巻く環境の変化なども踏まえ、必要に応じて、中期目標等の期間の中間点において振り返りとして総括を行うこと。

3 各年度終了時の評価方法の基本

法人の評価は、「年度ごとの評価」と「全体評価」により実施する。

(1) 年度ごとの評価

各年度計画の達成状況を確認すること等により業務の実績について評価を行う。

① 評価基準

- ・ 年度計画を上回って実施している（A点）
- ・ 年度計画を順調に実施している（B点）
- ・ 年度計画を十分に実施できていない（C点）
- ・ 年度計画を実施していない（D点）

② 評価の視点

- ・ 評価を通じて改革のための取組を積極的に支援すること。
- ・ 組織、業務等について、改善等を明らかにすること。

(2) 全体評価

各年度ごとの評価の結果を踏まえて、中期目標・中期計画の進捗状況を確認するとともに、総合的な評価を行う。

ただし、中期目標期間の中間点における振り返りとして総括評価を行う。

《中期目標期間中の作業の日程》

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年度計画	17年度計画	業務実績報告 ↓ 評価 18年度計画	業務実績報告 ↓ 評価 19年度計画	業務実績報告 ↓ 評価 20年度計画	業務実績報告 ↓ 評価 21年度計画	業務実績報告 ↓ 評価 22年度計画	業務実績報告 ↓ 評価
中期計画・中期目標	進捗状況の確認			中間評価		総合評価 次期中期目標・中期計画策定	
認証評価機関					評価の実施		

4 各年度終了時の評価の方法

(1) 法人は当該事業年度における「業務の実績報告書」を翌年度の6月末までに、評価委員会に提出する。

*業務の実績報告書とは、当該年度計画の報告書、財務諸表等を示す。

《参考資料》大学概要、法人予算、法人事業概要 など

(2) 評価委員会は提出を受けた報告書等について法人の意見を聴取し、評価結果を市長が9月定例会市議会に報告できるように評価を実施する。

*評価のポイント

- ・法人の意見を受けて、できる限り定量的な評価指標を設定するとともに、評価基準に基づいて客観的に評価する。
- ・一つの指標のみで適切な評価が困難な項目については、複数指標設定や定性的な評価項目の達成状況を基に評価する。
- ・評価基準に基づいて客観的に評価することが困難な項目については、委員の協議により評価する。
- ・法人全体としての業務運営、財務内容等の経営面を評価する一方で、教育研究の状況についても、その特性に配慮し、事業の外形的・客観的な進捗状況を確認する。
- ・必要に応じて、改善すべき事項や目標設定の妥当性等を記述する。

5 評価を受ける法人等が留意すべき事項

評価を受ける法人等に留意すべき事項について次のとおり示す。

(1) 評価委員会は法人から示される指標等を基に評価を行うことから、法人は自ら行う自己評価・自己改善を基に説明責任を果たすことが基本であること。

(2) 法人は、達成状況を客観的にあらわすためにできる限り数値指標等の指標を設定すること。また、定性的な指標となる場合には、その達成状況が明らかになるよう工夫すること。

(3) 法人における内部評価の視点と体制について

①視点

法人は市民の視線に留意し、法人が行う内部評価に際して用いる指標や基準・結果・活用について、できる限りわかりやすく説明すること。

②体制

法人は説明責任の観点から、目標の達成にかかる組織内の責任の所在を明確にし、法人の長がリーダーシップを発揮できる推進体制を確立すること。

(4) 各項目ごとの「特記事項」の欄について以下の点に留意しつつ自由に記載することができる。

①法人化のメリットを活用して、自主自立的な大学運営を目指した財政、組織、人事などの面での特色ある取組

②自主自立的な大学運営や教育研究活動等を円滑に進めるための様々な工夫

③自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、あるいは、変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況

④中期目標の達成に向けて支障が生じている(あるいは生じるおそれがある)場合には、その状況、理由(外的要因を含む) など